

令和5・6年度競争入札参加資格審査「ホワイト企業マーク等への取組みについて」参考資料

1 基本事項

事業者が健康や安全、子育て、従業員育成など働きやすい職場づくりを実践し、以下の項目でその活動内容を確認できるものを対象とする。

(1) ダイバーシティ経営への取組みについて

審査基準日（定期の審査申請時は申請日時点）において、経済産業省の「ダイバーシティ経営診断シート」を作成し、多様な人材の活躍のための診断に取り組んだ事業者を対象とする。

(2) 健康事業所宣言について

審査基準日（定期の審査申請時は申請日時点）において、各保険者（協会けんぽや建設関連国保組合など）の取組みにおける健康経営への事業所宣言を行っている事業者を対象とする。

(3) ホワイト企業マーク等の取得について

審査基準日（定期の審査申請時は申請日時点）において、ホワイト企業マークの認定を受けている事業者を対象とする。

その他、北海道の取り組みとして行っている「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定を受けている事業者を対象とする。

【参考：ダイバーシティ経営について】

経済産業省では、ダイバーシティ経営を「多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営」と定義しています。

「多様な人材」とは、性別、年齢、人種や国籍、障がいの有無、性的指向、宗教・信条、価値観などの多様性だけでなく、キャリアや経験、働き方などの多様性も含まれます。「能力」には、多様な人材それぞれの持つ潜在的な能力や特性なども含まれます。「イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営」とは、組織内の個々の人材がその特性を活かし、生き生きと働くことのできる環境を整えることによって、自由な発想が生まれ、生産性を向上し、自社の競争力強化につながる、といった一連の流れを生み出しうる経営のことです。

ダイバーシティ経営診断ツールは、各社における人材マネジメントに関する現状と、これからの「ダイバーシティ経営」の実践に向けて、今後必要となる取組みを見える化し、その取組みを促進することを目的としたものです。ダイバーシティ経営診断シートについては、経済産業省ホームページ掲載内容のものを参考としてください。

< ダイバーシティ経営診断シート、手引き等の入手先 >

- ・ 経済産業省 ダイバーシティ経営の推進 掲載ホームページアドレス

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/index.html>

【参考：健康事業所宣言について】

健康宣言とは、経営者が、従業員やその家族の健康管理を経営課題として認識し、組織として対策に取り組む旨を文書等への明文化を通じて意思表示することです。加入する保険者などの宣言事業に参加することで、健康づくり支援策等に応じたさまざまなサポートが受けられます。

具体的な宣言方法は、協会けんぽ都道府県支部、健保連都道府県連合会、全国土木建築国民健康保険組合等、保険者にご確認ください。

※ 健康経営は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

（各種保険者の健康事業所宣言の取組み例）

- ・ 健康診断の実施
- ・ 特定保健指導の実施
- ・ 再検査、要治療者への受診勧奨の実施
- ・ 独自に設定する職場プランの実施
- ・ 健康講話等の実施・参加
- ・ 職場内でのラジオ体操、ストレッチの実施
- ・ ストレスチェックの実施

【参考：ホワイト企業マークについて】

ホワイト企業マークとは、健康や安全、子育て、従業員育成など働きやすい職場づくりを実践する企業を国が認定し公表する制度です。

認定制度の趣旨によって複数のマークが設置されており、厚生労働省や経済産業省の公式サイトに認定企業として社名が掲載される、認定マークを製品、名刺、広報資料に使用して PR ができる等のメリットを獲得することができます。

（健康経営優良法人認定制度）

健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。

「健康経営優良法人」に認定されると、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的な評価を受けられます。

また、「健康経営優良法人」ロゴマークの使用が可能となります。

- ・ 経済産業省 健康経営優良法人認定制度 掲載ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html

(安全衛生優良企業認定 (ホワイトマーク))

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。

この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。

認定を受けると、認定マークを利用することができます。健康・安全・働きやすい優良企業であることを求職者に対してPRできたり、優良マークを広報、商品に使用し、取引先や消費者に対してPRでき、企業イメージの向上にもつながります。また、間接的なメリットとして、本制度の認定によって労働安全衛生水準の取組レベルを示すことにより、社員の働く意欲や生産性を向上させることにもつながります。

- ・ 厚生労働省 安全衛生優良企業公表制度 掲載ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075611.html>

(ユースエール認定)

ユースエール認定制度とは、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

認定を受けることで、ハローワーク等で重点的PRの実施、認定企業限定の就職面接会等への参加、自社の商品・広告などに認定マークの使用が可能、日本政策金融公庫による低利融資、公共調達における加点評価等の様々な支援を受けることができます。

- ・ 厚生労働省 ユースエール認定制度 掲載ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>

(くるみん認定・プラチナくるみん認定・トライくるみん認定)

企業の自発的な次世代育成支援に関する取組を促すため、行動計画に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより、厚生労働大臣の認定(くるみん認定・トライくるみん認定)を受けることができます。さらに、認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い一定の基準を満たすと、特例認定(プラチナくるみん認定)を受けることができます。

認定、特例認定を受けた企業は、子育てサポート企業としてそれぞれ「認定マーク(愛称:くるみん、トライくるみん)」、「特例認定マーク(愛称:プラチナくるみん)」を商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRすることができます。「プラス」認定によって、不妊治療と仕事との両立サポート企業であることのPRもできます。

- ・ 厚生労働省 くるみん認定制度 掲載ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定)

一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定の申請は、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）で受け付けています。

認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。この認定マークを活用することにより、女性の活躍が進んでいる企業として、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながるなどといったメリットがあります。

- ・ 厚生労働省 えるぼし認定制度 掲載ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

〔参考： 北海道働き方改革推進企業認定制度について〕

北海道では働き方改革に取り組む企業が、社会的に評価される仕組みをつくることによって、企業の自主的な取組みが促進されるよう、北海道働き方改革推進企業認定制度を実施しています。

認定を受けた企業は以下の優遇措置を受けることができます。

- ・ 北海道ホームページで認定企業の働き方改革の取組を紹介
- ・ ハローワーク求人票への表示
- ・ 北海道の融資制度「中小企業総合振興資金」の優遇金利の適用
- ・ 北海道労働金庫「北海道働き方改革推進企業 勤労者応援ローン」の利用
- ・ 北海道建設工事等競争入札参加資格審査の加点
- ・ ゴールド認定表彰 等
- ・ 北海道経済部（本庁）の公募型プロポーザルにおける企画提案審査の加点

< 北海道働き方改革推進企業認定制度 申告方法等 >

- ・ 北海道経済部労働政策局雇用労政課 北海道働き方改革推進企業認定制度 掲載ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/hatarakikatakakakuninteiseido.html>

令和5・6年度競争入札参加資格審査「人材育成等への取組み」参考資料

1 基本事項

審査基準日の直前2年間において、事業者が組織的に行う技術者の技術力向上への取組及び技術をつなぐ担い手確保への取組みで、以下の項目でその活動内容を確認できるものを対象とする。

(1) インターンシップ等の取組み

北海道内に在住又は通学する中学生以上の生徒・学生を対象とした就業体験（インターンシップ）又は専門の実践的な技術及び技能の取得を目指す職場実習（デュアルシステム）の受入れを、北海道内の営業所で実施した事業者を対象とする。

(2) 現場見学会や建設工事PRイベント等の取組

北海道内において、小中学生や高校生などを対象とした現場見学会又は建設工事PRイベント等を実施した事業者を対象とする。

(3) 人材育成の取組み

技術者の技術力向上への取組として、技術講習会や研修会等への参加により、資格の取得など技術力の向上を目指す職員をサポートした事業者を対象とする。

その他、国、特殊法人又は地方公共団体等で運用する担い手の確保や育成に資する助成制度を活用し、事業者として組織的に人材育成への取組みを行った事業者を対象とする。

2 活動定義

技術者の技術力向上への取組みとは、技術講習会や研修会等への参加により、資格の取得など技術力の向上を目指す職員に対して、企業がサポートすることをいう。

技術をつなぐ担い手確保への取組みとは、少子高齢化の進行のほか、建設産業に対するイメージにより、人材の確保が課題となっていることから、生徒・学生はもとより幼少期から建設業にふれあうことができる環境をつくることなどを通じ、建設産業への入職のきっかけづくりを行うことをいう。

3 留意点等

人材育成等への取組みの項目の評価を受けようとする場合は、新ひだか町個別様式3「人材育成等への取組み確認申告書」とともに、事業者が組織的に行い、その活動内容が客観的に確認できる以下の資料等を提出すること。

要件に該当する活動が複数ある場合であっても、審査・加対象となる活動実績は1件のみとなるので、あらかじめ提出する項目活動等の実績を1件用意すること。

(1) インターンシップ等の取組み

ア 就業体験及び職場実習については、学校からの受入れ要望書及び受入れ決定通知書の写し、若しくは学校が発行する受入れに関する証明書又は活動内容が客観的に判断できる資料（新聞記事、広報誌等）とともに、就業体験等の行程表を提出すること。

イ 建設業協会等が受入れた就業体験（インターンシップ）等で、各企業が行った事例紹介や現場見学等の説明については、工事名、会社名及び発注者名が確認できる日課表等の写し及び実施状況写真を提出するとともに、建設業協会等からの参加証明書等を添付すること。

<留意事項>

就業体験（インターンシップ）等の受入れを行い、作業を行った学生に対し作業の対価として報酬を支払っている場合は、評価の対象となりません。

(2) 現場見学会や建設工事PRイベント等の取組

ア 現場見学会については、工事名、会社名及び発注者名が確認できる日程表等の写し及び実施状況写真、又は活動内容が客観的に判断できる資料（新聞記事、広報誌等）を提出すること。

なお、主催者が建設業協会等の場合は、建設業協会等からの参加証明書等を添付すること。

イ 建設工事PRイベント等については、イベントのパンフレットの写し、社員がイベント等に参加した状況写真及び主催者からの参加証明書等を提出すること。

<留意事項>

現場見学会を建設業協会等が主催した場合、協会員すべてが対象とはならず、現場説明者が所属する企業のみが評価の対象となります。この場合、建設業協会等からの参加証明書等を添付してください。

建設工事PRイベント等を建設業協会が主催又は共催した場合、協会員すべてが対象とはならず、実際に現地で作業及び対応を行った職員が所属する企業のみ対象となります。この場合、建設業協会からの参加証明書等を添付してください。

(3) 人材育成の取組み

ア 講習会等の開催案内及び建設系継続教育制度の対象となる講習会等を主催する団体が発行する企業あての講習等受講費用の領収書の写しを提出すること。

講習会等の受講費用が無料の場合は、開催案内及び参加に伴う旅費・交通費の領収書の写しを提出すること。

イ 教材等を使用した自社による講習会等開催の場合は、教材等購入に係る販売者から企業あての領収書の写し及び講習会等の開催状況写真を提出すること。

ウ その他一般財団法人等が開催する講習会等についても、開催案内及びその団体が発行する企業あての講習等受講費用の領収書の写しを提出すること。

講習会等の受講費用が無料の場合は、開催案内及び参加に伴う旅費・交通費の領収書の写しを提出すること。（技術力の向上のための講習会等への参加についても同様とする。）

エ 建設業協会等が開催する講習会等については、協会員以外にも広く地域の建設業者を対象に実施するものであれば、技術者育成のための講習会と認定するため、この講習会等で申告する場合には、講習会等の参加対象がわかる資料（案内送付先一覧等）を併せて提出すること。

オ 人材育成に活用した助成金については、国、特殊法人又は地方公共団体等で運用する担い手の確保や育成に資する助成制度において、事業者として組織的に人材育成への取組みに活用した助成金の内容を確認できる支給決定通知書の写しを提出すること。

<留意事項>

評価は、単位数やユニット数、受講人数によるものではありません。

技術力向上を目的としているため、英検や簿記等の資格取得は対象となりません。

4 具体的活動事例

(1) 「インターンシップ等」の取組み

- ・ ○○高校の就業体験（インターンシップ）に協力し、5名の生徒を2日間受入れた。
- ・ ○○建設業協会が受入れたインターンシップの現場見学において、当社の工事現場を提供し、現場代理人が説明を行った。

(2) 「現場見学会や建設工事PRイベント等」の取組

- ・ ○○建設業協会が主催した、道内の高校生を対象とした現場見学会において、当該工事の現場代理人として工事内容の説明を行った。
- ・ ○○建設業協会が主催した、建設業PRイベントに会社の職員が参加し、来場者に説明を行った。

(3) 人材育成の取組み

- ・ 建設系継続教育制度の対象となる講習会等を主催する団体等が開催する講習会等を受講する職員を企業がサポートした。
- ・ 技術者の技術力向上を目的とした講習用教材を購入して企業内で講習等を行い、技術者に対する継続教育制度の単位等の付与も含め、職員の技術力向上に対する要望に企業としてサポートを行った。
- ・ その他一般財団法人等が開催する、継続教育制度の単位又はユニットが付与される、技術力向上を目的とした講習会やフォーラム等に参加する職員を企業がサポートした。
- ・ 継続学習制度に認証されていない、技術力の向上を目的とした講習会等に参加する職員を企業がサポートした。
- ・ 厚生労働省所管のキャリアアップ助成金、人材開発支援助成金、両立支援等助成金、トライアル雇用助成金、人材確保等支援助成金、職場意識改善助成金等の活用。

令和5・6年度競争入札参加資格審査「安全・安心への貢献」事例参考資料

1 基本事項

新ひだか町内において、事業者が組織的に行う災害時等の対応で、以下の項目でその活動内容を確認できるものを対象とする。

(1) 災害時の対応等

ア 災害時の対応

審査基準日の直前2年間に、新ひだか町内で発生した災害時において事業者が組織的かつ自主的・自発的に、無償で行う社会性・公共性を有する活動を対象とする。

イ 事業継続力強化計画又は事業継続計画（BCP）

審査基準日（定期の審査申請時は申請日時点）現在で、経済産業省より事業継続力計画の認定を受けている事業者又は事業継続計画（BCP）を策定している事業者を対象とする。

(2) 消防団協力事業所の登録

査基準日（定期の審査申請時は申請日時点）において、日高中部消防組合から消防団協力事業所の認定を受けており消防団協力事業所表示証交付書を取得している事業者を対象とする。

(3) 地域社会の維持への貢献

ア 公共団体等との維持業務の契約

審査基準日の直前2年間に、新ひだか町内において、国、特殊法人又は地方公共団体等との間に公共施設の維持業務又は除排雪業務の契約実績を有する事業者を対象とする。

イ 自治会等との維持業務の契約

審査基準日の直前2年間に、新ひだか町内において、自治体、町内会又は社会福祉協議会との間に、維持業務又は除排雪業務の契約実績を有する事業者を対象とする。

2 活動定義

事業者が組織的に行う災害時等の対応で、以下の各項目に該当する活動をいう。

(1) 災害時の対応等

ア 災害時の対応

災害時の対応とは、新ひだか町内で発生した、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象による災害時における被災者の救出、炊き出し、被災した住宅の応急修理等を自主的に無償で行うこと、若しくは、施設管理者の了解を得たうえで、公共施設の自主的な応急措置やパトロールによる管理者への通報により被害の拡大を防止する活動を無償で行うことをいう。

イ 事業継続力強化計画の認定事業者又は事業継続計画（BCP）の策定事業者

事業継続力強化計画の認定事業者とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）

第50条第1項の規定により、中小企業・小規模事業者が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定するもので、計画を策定のうえ経済産業省大臣へ申請し、その内容の認定を受けている事業者のことをいう。

また、事業継続計画（BCP）の策定とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、あらかじめ行うべき活動や事業継続のための計画を定め、文書化したものを策定した事業者のことをいう。

（２） 消防団協力事業所の登録

消防団協力事業所表示制度とは、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度であり、地域社会への貢献が認められる事業所を消防団協力事業所と認定するものである。

（３） 地域社会の維持への貢献

地域社会の維持への貢献とは、新ひだか町内において、国、特殊法人又は地方公共団体、土地改良区、森林組合又は指定管理者（注3）との間に、公共施設の維持業務又は除排雪業務の契約実績を有することをいう。

また、新ひだか町内において、自治会、町内会又は社会福祉協議会との間に、維持業務又は除排雪業務の契約実績を有することも同様とする。

なお、契約実績は、審査基準日の直前2年間に契約期間が完了した一契約とし、契約期間については問わないものとする。

注3 指定管理者とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせるために普通地方公共団体が指定した法人その他の団体をいう。

国、特殊法人、地方公共団体、土地改良区、森林組合又は指定管理者の管理する公共施設とは、道路、河川、砂防、海岸、港湾、漁港、下水道及び公園等の施設をいう。

維持業務とは、非建設業として、既にある公共施設を「良好な状態に保つ」ことを目的とした委託業務をいう。

3 分類

番号	大分類	中分類	活 動 内 容
I-1	災害時の対応等	奉仕活動	災害被災者への奉仕活動など
I-2		除雪	除雪ボランティア活動など
I-3		パトロール	公共施設等の巡視など
I-4		緊急対応	公共施設等の被災箇所への緊急対応など
I-5		その他	
I-6		事業継続力強化計画の認定	事業継続力強化計画の認定申請を行い、経済産業大臣の認定書の交付を受けていること。

I-7		事業継続計画(BCP)の策定	<p>事業継続計画(BCP)の策定を行っていること。</p> <p>事業継続計画の策定例 (中小企業庁BCP策定運用指針 入門コース程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ BCPの基本方針の策定(人命(従業員や顧客)の安全を守る等) ・ 被害想定の方策(インフラへの影響、自社への影響) ・ 事業維持のための対策の策定(従業員の安否確認ルールの決定等) ・ 従業員の配置体制の方策(緊急時の統括責任者及び代理責任者の決定等) <p>※最低限上記の4項目の記載があれば評価対象とする。</p>
II-1	消防団協力事業所の登録		消防団協力事業所表示証の交付を受けていること。
III-1	地域社会の維持への貢献	公共施設の維持契約実績	<p>公共施設とは、道路、河川、砂防、海岸、港湾、漁港、下水道及び公園等の施設をいい、対象となる「維持業務」は、「<u>非建設業</u>」として、<u>既にある公共施設を良好な状態に保つことを目的とした業務</u>であること。</p> <p>※ 「建設業」として経審の完成工事高に含まれる建設工事は含まれないこと。</p>
III-2		自治会等との維持契約実績	自治会等との維持業務は、下記の維持業務の例示によるが、契約書、請求書、又は領収書の写し等、業務内容が確認できる内容であること。

4 留意点等

安全・安心への貢献活動の項目の評価を受けようとする場合は、新ひだか町個別様式4「安全・安心への貢献確認申告書」とともに、事業者が組織的に行う災害時等の対応で、その活動内容が客観的に確認できる資料等を提出すること。

下記の(1)から(3)までの各項目の中において、要件に該当する活動が複数ある場合であっても、審査・加点対象となる活動実績は1件のみとなるので、あらかじめ提出する各項目活動等の実績を1件用意すること。

(1) 災害時の対応等

ア 災害時の対応

公共施設に係る対応を行った場合は、新ひだか町個別様式4-1「災害時の対応(施設管理者の証明)」を提出すること。活動内容等が客観的に判断できる資料(感謝状、お礼状、新聞記事、広報誌、関係者の証明(原本)、写真等)を提出すること。

また、台風や大雨などの天然現象による災害であることが客観的に判断できる資料(新聞

記事等)を併せて提出すること。

- (ア) 「異常な天然現象による災害」について確認できる申請を対象とする。
- (イ) 委託契約などによる緊急時の行動は対象としない。
- (ウ) 公共施設に係る対応は、施設管理者の了解を得たうえで行ったものを対象とする。
- (エ) 事業者が組織的かつ自主的・自発的に、無償で行う社会性・公共性を有する活動を対象とするため、国や地方公共団体と緊急的に契約を締結した工事若しくは委託業務、または、指示による対応は対象とならない。

イ 事業継続力強化計画の認定事象者又は事業継続計画（BCP）の策定事業者
該当する場合は、新ひだか町個別様式4-2「事業継続力強化計画・事業継続計画（BCP）審査項目申告書」とともに、事業継続力強化計画の認定事象者はその認定書の写し、事業継続計画（BCP）の策定事業者はその計画書の写しを提出すること。

〔参考：事業継続力強化計画認定制度について〕

＜中小企業等経営強化法による認定制度 ～ 令和元年7月16日施行＞

- (1) 中小企業・小規模事業者が行う防災・減災等に向けて取り組む計画を経済産業大臣（経済産業局）が認定します。
- (2) 認定を受けた中小企業・小規模事業者は、税制優遇や補助金の加点などの支援策を活用可能（一部条件がある支援策もあり）となります。
 - ア 日本政策金融公庫による低利融資（設備投資資金）
 - イ 信用保証枠の追加
 - ウ 防災・減災設備に対する税制優遇
 - ※ 災害時に役立つ設備（自家発電設備、制振・免振ラック、止水版等）を導入した場合に特別償却（20%）が可能
 - エ 補助金の優遇措置
 - オ 本制度と連携してもらえる企業・団体からの支援
 - カ 認定ロゴマークの使用
- (3) 中小企業庁や北海道経済産業局ホームページに掲載している「策定の手引き」を参照しながら、事業継続力強化計画の策定をし、経済産業局へ申請します。

〔事業継続力強化計画の記載項目例〕

 - ・ 事業継続力強化に取り組む目的
 - ・ ハザードマップ等を活用した災害リスクと事業活動への影響の想定
 - ・ 災害発生時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）
 - ・ 人、物、金、情報を災害から守るための事業継続力強化に資する事前対策及び取組
 - ・ 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他事業継続力強化の実効性を確保するための取組 等
- (4) 計画が認定された場合、経済産業大臣（経済産業局）から認定通知書が交付されます。

認定後は、計画に記載した項目を実施していきます。

< 計画申請様式、作成の手引き等の入手先 >

- ・ 中小企業庁 事業継続力強化計画 掲載ホームページアドレス
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>
- ・ 北海道経済産業局-中小企業強靱化法（事業継続力強化計画）掲載ホームページアドレス
<https://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/kyoujinka.htm>

【参考：事業継続計画（BCP）について】

大規模災害乙が発生して事業者の事業活動が停止した場合、その影響は個々の事業者のみならず取引先や地域の経済社会に多大な影響を与えることになります。

事業継続計画（BCP）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、あらかじめ行うべき活動や事業継続のための計画を定め、文書化したものです。

事業継続計画（BCP）については、中小企業庁ホームページ掲載のBCP策定運用指針 入門コース程度の内容とするもので、これから策定する事業者にあたっては、計画書様式のひな形や参考例は同ホームページ掲載内容のものを参考としてください。

様々な被害があり、想定する被害によっては複雑な計画が必要とすることから、初めは、一つの被害を想定して、対応策や体制を作成してある簡単な計画書で構いません。

（中小企業BCP策定運用指針）

- ・ BCPに初めて取り組む方でも容易に策定できる内容となっている「入門コース」から、徐々にレベルを上げた「基本」、「中級」、「上級」の4コースを用意しています。
- ・ 自分のレベルにあったコースを選択して策定することができ、訓練等の運用を通じて、改善（ステップアップ）していくことができます。
- ・ 様式等は中小企業庁のホームページからダウンロードできます。

（中小企業BCP策定運用指針に基づく融資制度）

- ・ 中小企業庁が公表するBCP策定運用指針に則り、策定したBCPに基づき、防災に資する施設等の整備を行う中小企業者を対象
- ・ 設備資金として、施設の耐震化、自家発電設備の設置、倉庫の防災対策、機械の転倒・転落防止対策、データバックアップ設備設置、窓ガラス飛散防止対策など（施設の立て直し、移転を含む。）を貸付対象とする。
- ・ 運転資金として、耐震診断に必要となる運転資金
- ・ 貸付限度額有り

※ 詳細については、最寄りの日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）にお問合せください。

< 計画申請様式、作成の手引き等の入手先 >

- ・ 中小企業庁 中小企業 BCP 策定運用指針 掲載ホームページアドレス
<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>
- ・ 北海道経済産業局 事業継続計画（BCP）の策定支援 掲載ホームページアドレス
<https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/bcp/index.htm>

（２） 消防団協力事業所の登録

日高中部消防組合において運用している「消防団協力事業所表示制度」より、消防団協力事業所の認定を受け、交付された消防団協力事業所表示証交付書の写し（有効期間を確認できるもの）を提出してください。

（３） 地域社会へ維持への貢献

国、特殊法人又は地方公共団体等との間で締結した維持業務又は除排雪業務の契約書又は請書の写し等、業務内容が確認できる書類を提出してください。

※ 次の場合は、工事概要書の写し等、維持業務の内容が確認できる書類を併せて提出してください。

- ・ 契約書に記載されている業務名等で維持業務の内容が明確に確認できない場合
- ・ 契約書に記載されている業務名が「・・・工事」とされている場合

なお、協同組合又は共同企業体（JV）等の団体が当該契約を締結した場合は、当該団体の構成員であることを証する書類（構成員名簿又は共同企業体協定書の写し等）を併せて提出してください。

また、自治会等との間で締結した維持業務又は除排雪業務の場合は、契約書、請求書又は領収書の写し等、業務内容が確認できる書類を提出してください。

※ 要件に該当する契約が複数ある場合であっても、審査・加点対象となる契約は1件のみですので、あらかじめ提出する契約書等を1件ご用意ください。

【維持業務名の例示】

維持業務	業務名	工事概要
樹木等の冬囲い、剪定、 街路樹の枝払い 伐開、草刈り 路面清掃、側溝清掃	〇〇地区内公共土木施設維持管理業務	植栽管理、側溝清掃、除草、結氷対策、法面清掃
	道道〇〇線（〇〇地区から〇〇地区内） 道路維持補修業務	植栽管理（冬囲い、枯木撤去、剪定）、側溝清掃
	〇〇地区内河川等維持管理業務	除草、結氷対策
	〇〇急傾斜地 維持補修工事	法面清掃、側溝清掃
	〇〇下水道 浄化センター維持業務	敷地内の草刈
除排雪業務	〇〇地区内 除雪業務	除雪、排雪、凍結防止剤散布
設備関係の保守、点検	〇〇地区内 道路維持管理業務	道路照明保守点検
	町道〇〇線 道路維持管理業務	道路管理パトロール
	〇〇地区内 樋門樋管点検業務	樋門樋管点検

ア 経営事項審査において完成工事高とされる「工事」は、対象とならないこと。

イ 一つの契約において、完成工事高とされる「工事」とともに、主たる業務として「維持業務」を行った場合は、対象となること（例えば、「河川維持補修工事」において、土砂掘削（※ 建設業の工事）と伐開（※ 非建設業の維持業務）をともに主たる業務として行う契約の場合）。

ウ 新設工事や改良工事において、仮設工や準備工として行う伐開、草刈り、工事現場内の除排雪などは、対象とならないこと。

エ 地方公共団体等と維持業務の契約を行った事業者（元請）から再委託を受けた者（下請）は、対象とならないこと。

オ 自治会、町内会又は社会福祉協議会との契約実績については、直接的に契約を行ったものに限ること。

カ 対象となる契約は、審査基準日の直前2年間に契約期間が「完了」した契約であり、契約期間の完了予定日が審査基準日以降（契約期間中）である場合は、対象とならないこと。

キ 審査・加点対象となる契約は1件のみであること。

そのため、「国、特殊法人、地方公共団体、土地改良区、森林組合又は指定管理者」と「自治会、町内会又は社会福祉協議会」の両方の実績を有する場合であっても、どちらか一方のみ1件の申告となること。

<留意事項>

- 対象となる「公共施設」とは、国や地方公共団体等が管理する施設をいいますので、道路や河川のほか、公立病院、公立学校、公民館、公立給食センター等の公共建築物についても対象となります。
- 指定管理者も対象となります。審査基準日の直前2年間に契約期間が完了した一契約となっていますが、指定管理者の基本協定が3年間や4年間といった複数年の期間である場合は、年度協定等をもって一契約期間とみなすこととします。
- 対象となる「維持業務」とは、「非建設業」として、既にある公共施設を良好な状態に保つことを目的とした委託業務をいいますので、ボイラー施設の年間保守点検業務は対象となります。
- 対象となる「維持業務」とは、「非建設業」として、既にある公共施設を良好な状態に保つことを目的とした委託業務をいいますので、「建設業」として経審の完成工事高に含まれる外壁補修工事は対象となりません。

【維持業務の例示】

維持業務	説明 [維持業務の具体例]
樹木等の冬囲い、剪定、街路樹の枝はらい	植樹帯の樹木の枝葉を剪定する作業 [植栽管理]
伐開	道路等へ倒れる恐れがある樹木を除去する作業
草刈	路肩等に繁茂した雑草を刈り取る作業
路面清掃 側溝清掃	堆積した土砂等を路面清掃車、散水車等により清掃する作業 [法面清掃、用排水施設清掃、流木除去]
除排雪業務	積雪を除去する作業

	新雪除雪、拡幅除雪、排雪、路面整正、歩道除雪、薬剤散布、 [防雪柵設置撤去作業、雪割り、結氷除去]
設備関係の保守、点検	[パトロール、樋門点検整備]

5 具体的活動事例

災害時の対応の例

I-1 奉仕活動

- 令和〇〇年〇月〇日、豪雨による災害発生のため、避難所に避難した住民に対し飲料水と食料（300食分）を提供した。

I-2 除雪

- 令和〇〇年〇月〇日、低気圧による暴風雪により道路除雪が追いつかず、町内の交通網が遮断され、車道除雪も進まないことから、道路管理者（例：新ひだか町）の了解を得て、安全確保のため〇〇小学校の通学路のボランティア除雪を行った。
- 令和〇〇年〇月〇日、町全域が暴風雪に見舞われ、当社は除雪業務を受託していないが、地域住民の安全確保の観点から、道路管理者（例：新ひだか町）の了解を得て所有重機で吹きだまり箇所を除雪や悪路にはまった車両の救出活動などを行った。

I-3 パトロール

- 令和〇〇年〇月〇日、台風〇号による豪雨の際、道路管理者（例：新ひだか町）の了解を得て新ひだか町内の道路パトロールを自主的に無償で行い、法面崩落の恐れのある現場を道路管理者（例：新ひだか町）に通報し、被害の拡大を未然に防いだ。

I-4 緊急対応

- 令和〇〇年〇月〇日、局地的な大雨により道路（例：町道）が冠水したため、道路管理者（例：新ひだか町）の了解を得て隣接住宅との間に土のう 500 個を設置し、民地への流入を防止した。
- 令和〇〇年〇月〇日、台風〇号による豪雨により、孤立した〇〇地区の住宅が床下浸水の危険が生じたため、仮排水路を重機で掘削し、被害を未然に防止した。
- 令和〇〇年〇月〇日、発達した低気圧により河川の氾濫が発生し、道路（例：町道）の通行に支障をきたす状況が予想されたことから、道路管理者（例：新ひだか町）に通報するとともに、道路管理者（例：新ひだか町）の了解を得て自社重機で応急措置を講じた。

● 災害時の対応とならない事例

- 防災訓練、災害訓練等の実施
 - ～ 災害発生時の活動を評価するため、事前の訓練等は評価の対象とはならない。
- テロ災害防止の警備、パトロール及び訓練等
 - ～ 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象による災害等における活動を評価するため、テロ等によるものは対象とならない。
- 災害発生に備えた資材等の備蓄、製作、保管等
 - ～ 災害発生時の活動を評価するため、事前の資材備蓄等は評価の対象とはならない。
- 災害協定等に基づく事前準備（協会等への連絡者・資材保有状況の報告、関係者の連絡網作等）

- ～ 災害発生時の活動を評価するため、事前の災害体制づくり等は評価の対象とはならない。
- ・ 災害発生に備えた社内の体制検討、計画等
 - ～ 災害発生時の活動を評価するため、事前の災害体制づくり等は評価の対象とはならない。
- ・ 契約に基づく緊急工事、緊急対応業務、緊急時パトロール等
 - ～ 無償による活動を評価するため、契約に基づく工事・業務は対象とはならない。
- ・ パトロールのみの業務
 - ～ パトロールのみの業務は、評価の対象とはならない。
- ・ 災害発生に備えた人員及び機械等の待機
 - ～ 災害発生時の活動を評価するため、待機は評価の対象とはならない。
- ・ 国や地方公共団体の指示による対応
 - ～ 指示は自主的ではないため、評価の対象とはならない。

※ 安全・安心への貢献について、災害時の対応等、地域社会の維持の各評価項目において、要件に該当する契約が複数ある場合であっても、審査対象となる評価項目ごとに1件のみで、同一評価項目で重複して加点となりませんので、ご承知ください。

令和5・6年度競争入札参加資格審査「脱炭素化に向けた取組み」参考資料

1 基本事項

審査基準日（定期の審査申請時は申請日時点）において、北海道グリーン・ Biz認定制度「優良な取組」部門登録実施要領第5の規定により登録された事業所のうち、「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて具体的な取組を実践することを宣誓し、宣誓書の交付を受けた事業者を対象とする。

【参考： ゼロカーボン・チャレンジャーについて】

ゼロカーボン・チャレンジャーとは、2020年3月に北海道知事が表明した、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」の実現に資する取組を、事業者が宣誓・実践することをいいます。

温室効果ガス排出量の削減に向けた率先取組や温室効果ガス排出量の算定・報告のほか、電気自動車の導入や再エネ由来電力の調達などの14の項目から取組を選択し、実践を宣誓します。

ゼロカーボン・チャレンジャーに登録されると、ゼロカーボン・チャレンジャーの取組紹介のページにおいて積極的にPRされるほか、金融機関での貸付金利や道が発注する公共工事などにおいて優遇を受けることができます。

※ゼロカーボン・チャレンジャーの登録には、「北海道グリーン・ Biz認定制度」の「優良な取組部門」の登録が必要です。

（北海道グリーン・ Biz認定制度）

「北海道グリーン・ Biz認定制度」は、北海道において、環境に配慮した取組を自主的に行っている事業所等を登録・認定し、その取組や商品、サービスの紹介を通して、環境にやさしい企業や商店、工場、学校などの「環」を広げ、環境と調和する「エコアイランド北海道」づくりを促進する制度です。「優良な取組」部門、「創意あふれる取組」部門、「先進的な取組」部門の3部門から構成されています。

< 概要・申請方法等 >

- 北海道環境生活部環境保全局 ゼロカーボン・チャレンジャー概要 掲載ホームページアドレス
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/106794.html>
- 北海道環境生活部環境保全局 北海道グリーン・ Biz認定制度 掲載ホームページアドレス
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/hgb_index.html